

第3章 区域区分（線引き）の決定に関する方針

1. 区域区分の有無

本区域については、近畿圏整備法に規定された既成都市区域であることから、都市計画法第7条第1項第1号ロに基づき、区域区分を定めます。

2. 区域区分の役割

区域区分は、昭和45年の当初計画決定以降、大阪府全体として7回にわたる一斉見直しを経て現在に至っています。この制度は、これまで無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地整備に大きな役割を果たしてきました。

今後についても、人口、産業の動向及びそれに必要な都市的土地利用の需要の適切な見通し等を勘案して、市街地の拡大・縮小について適切に判断していくことが重要です。

3. 区域区分の方針

（1）基本的な考え方

- 本区域は、ほぼ全域が市街化している状況から、新淀川、大和川の河川敷堤外地及び地先公有水面を除き市街化区域としています。
- 市街化区域の編入にあたっては、公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中及び事業が完了している区域について行うものとします。

(2) 目標年次における市街化区域の規模

本区域における人口、世帯数及び産業の見通しと市街化の現況及び動向から、目標年次における市街化区域の規模を想定し、区域区分の変更について、適切な運用を図ります。

目標年次におけるおおむねの人口及び産業の規模

- ・本区域の将来における人口を次のとおり想定する。

年次 区分	平成 27 年 (実績)	令和 7 年 (目標年次)
都市計画区域内人口	2,691 千人	2,738 千人
市街化区域内人口	2,691 千人	2,738 千人

注) 目標年次における数値は、大阪市人口ビジョン(令和2年3月更新)における数字。

- ・本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

年次 区分	平成 27 年 (実績)	令和 7 年 (目標年次)
製造品出荷額等	36,869 億円	36,814 億円

注) 目標年次における数値は、工業統計調査(経済産業省)をもとに算出したもの。

目標年次における市街化区域の規模

本区域の将来における市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年次 区分	平成 27 年 (実績)	令和 7 年 (目標年次)
市街化区域面積	21,145 ha	21,145 ha